

# 投資等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 航空整備士資格試験における「基本技術」の独立した形での資格の新設	1
2 - センサーをはじめとするICT技術を活用した舗装路点検の実施促進に向けた点検ルールの新設	1
3 - 行政書士法第一条の三の改正あるいは行政書士制度の廃止	2
4 - 労働安全衛生法令上の性能検査、定期自主検査を実施する期間の改正を提案する	2
5 - 特定自主検査 検査業者検査員資格習得に関する資格の受講資格と受講時間の範囲について	3
6 - 会社設立日が休日でも可能になるような仕組みを	3
7 - 飲食店、理容院、美容院、クリーニング店等を営む者が生前に自分の子に営業を譲渡する場合の手続を簡素化すること	4
8 - 中国人旅行者に対する数次査証(ビザ)の有効期間を延長すること、および対象訪問地域を青森県、秋田県、山形県にまで拡大すること	4
9 - 機械器具設置工事および電気通信工事の監理技術者になるための検定制度を創設すること	4
10 - 中小企業の知財活用を推進するため、特許料の減免制度の対象拡大等を図ること	5
11 - 知財の活用を推進するため、特許の出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請を一括でできるようにすること	5
12 - 地域に観光客を呼び込むため「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること	6
13 - 外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、査証(ビザ)のオンライン申請を導入すること	6

14 -	区分所有法における危険な老朽マンションの建替え決議の成立要件を緩和すること	6
15 -	区分所有法の建替え決議の成立をもって、危険な老朽マンションの借地借家法の賃貸借契約も解約できるようにすること	7

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	28年 11月17日	29年 4月10日	航空整備士資格試験における「基本技術」の独立した形での資格の新設	<p>【具体的内容】 航空整備士資格試験課目の「基本技術」について、単体の資格として認められるよう、航空整備士試験とは独立した形で別途、資格を新設すべきである。</p> <p>【提案理由】 一等航空整備士(以下、一整と略)及び二等航空整備士(以下、二整と略)の資格取得に際して、航空整備士資格試験課目のひとつである「基本技術」の修了が必須となっている。 近年は、一等航空運航整備士(以下、一運と略)及び二等航空運航整備士(以下、二運と略)取得課程においても、本来求められている「基本技術」の内容を網羅し、かつそれを上回る内容のカリキュラムである「基本技術」を実施する養成機関が増えているが、一運・二運の資格を取得時には、「基本技術」の修了の有無を示す公的な実績が残らないため、一運・二運の資格取得だけでは「基本技術」の履修の有無を判別することはできない。 こうした中、航空業界では乗員のみならず整備士の不足も深刻な問題となっており、就職後の速やかなライセンス取得が課題となっている。安全な航空運送を担保するうえでも人材不足への対応は急務である。 そこで、「基本技術」を独立した資格とすることにより、例えば、企業内指定養成施設で学生の訓練を受託できるようになる、総合大学、理科系単科大学、工業高校、工業高等専門学校等が指定養成施設として指定された場合には、航空会社からこれらの教育機関への訓練委託が可能となる、専門学校で一運・二運取得課程に在籍した学生が「基本技術」を修了した場合は、入社後の教育・審査を免除することが可能になることから、特定の学校や企業に捉われることなく、柔軟で効率的な整備士養成体系の整備を期待できる。 加えて、現行制度下では航空機製造に従事することを旨とする者に「基本技術」の修了が義務付けられていないが、そうした者への「基本技術」修得機会の拡充にも資すると考えられ、製造業も含めた航空産業全体の品質の底上げにつながる。 なお、「基本技術」はテクニカルスキルを学ぶ課目であり、機体システムと深く関連する内容ではないため、他課目の知識の有無を強く問われることがなく、独立して履修することについて特段支障はないと考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 国土交通省
2	28年 11月17日	29年 4月10日	センサーをはじめとするICT技術を活用した舗装路点検の実施促進に向けた点検ルールの新設	<p>【具体的内容】 舗装路の点検において、例えば市販のカメラやセンサー等を活用するなど、簡便な方法による点検のルールを新たに設けるべきである。</p> <p>【提案理由】 国土交通省が平成25年2月に、主として市町村が舗装路の総点検を実施する際の参考資料として策定した「総点検実施要領(案)【舗装編】」では、路面性状の3要素、すなわち、「ひび割れ・わだち掘れ・縦横凹凸(平坦性)」を高精度に同時測定することが求められている。 しかし、同要領(案)に定められた技術基準を満たす点検には、実質的に1台1億円相当のMCI測定車が必要となるため検査費用が高額となり、その結果、市町村を中心に財政が厳しい自治体では、点検そのものが実施されにくい状況となっている。 近年、市販のカメラ、一般的なセンサー、さらにはコンピュータの画像解析に関する技術水準の向上は目覚しく、建設業者や調査業者との共同実験でも現状業務に置き換えることが可能な水準に至っているとの評価も得ており、一定程度のひび割れ、わだち掘れ、縦横凹凸、パッチング数を評価するにあたって十分な能力を備えた機器を比較的安価に入手することが可能となっている。 なお、同要領(案)では、「独自の要領等に基づく路面性状測定車等による路面性状調査を妨げるものではない」とされているが、適切な補修工事へ繋げるための最低限の精度、機能に関する基準等が示されていないことから、同要領(案)に定められた高額な点検方法に則った形で点検を実施するしかないのが実態である。そのため、検査の実施に意欲的な自治体であっても、財政上の理由により、点検を断念せざるを得ない自治体があるとの指摘もあり、舗装路点検の実施そのものが普及していない要因のひとつも考えられる。 一般的なセンサー等を利用した検査であれば、点検費用の大幅な削減等、点検実施自治体の負担軽減が図られるため、財政状況が厳しい市町村においても舗装路の点検を行いやすく、道路の劣化による事故や災害の防止あるいは被害の軽減に資すると思料する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	29年 3月24日	29年 4月10日	行政書士法第一条の三の改正あるいは行政書士制度の廃止	<p>行政書士制度は、制定当時から「報酬を得て官公署に提出する書類又は権利義務に関する書類の作成」が独占業務となつていますが、社会状況の変化、教育環境の変化により、「書類が全く作れない」という方はほとんどいないと言っていい状況です。ところが、書類の提出が非独占業務であるために、「行政書士の記名押印がなければ本人が書類を作成したものとす」という状況であるため、行政書士以外の者が書類を作成し官公署に提出していても、行政書士法違反であるかどうか証明できない、あるいは、官公署が書類について本人が作成したものとみなしている状況です。もはや、行政書士法第一条の二の条項が一部官公署に提出する書類の作成を除いて空文化している状況です。もはや、何のために行政書士法第十九条があるのかわからない状態です。</p> <p>また、行政書士法第一条の三では、「行政書士が作成できる書類について代理して作成する」となっており、一部行政書士が依頼人の意思表示を代理できると勘違いし、非弁行為を行い国民生活センターから注意喚起される状況となっています。文言を「代理」から「代行」にあらためるか、代理作成条項をなくすべきです。</p> <p>その他、「国の監督を受けた国家資格を持った者なのだから信用があり、法に触れない限り何をやっても行政書士業務である」と受講義務のある倫理研修で教え込まれたり、行政書士会の予算を散々使った挙句に行政書士会から独立した成年後見団体や、入管、建設、運輸、風俗業などの研修などで使われる法定業務事業費の倍の予算を計上し、行政書士の資格が必要のないADR事業を推進したり、国民の無知に付け込んで法律業務ができるかのような広報活動をしたりと、行政書士制度が濫用されている傾向にあります。行政書士にとっては無駄な会費負担を強いるものであり、国民にとっても法律専門職であるかのように誤認するような活動を行っているため、「行政手続きの専門家」として特化させるか、廃止のいずれかを選択することが、国民にとって必要なことでもあります。</p>	個人	総務省
4	29年 3月28日	29年 4月10日	労働安全衛生法令上の性能検査、定期自主検査を実施する期間の改正を提案する	<p>エレベーターは月例自主検査に加えて、1トン以上のエレベーターの更新時においては2年に1度の性能検査、0.25トン以上1トン未満のエレベーターにおいては、1年に1回の定期自主検査を実施することとされている。業種、業態により、機器の稼動頻度に大きな差がある。稼動時間(アワーメーター積算)年間1,000～2,000時間の機器がある一方、100時間前後と稼動の少ない機器がある。故に機器の稼動頻度(アワーメーター積算)500時間程度経過時毎に上記検査を実施するよう改正すべきである。</p> <p>【具体的な支障事例】 検査業者による性能検査、定期自主検査を期間で実施することと規定すると稼動の非常に少ない機器に対し、無駄な検査と費用を計上することになる。 また、稼動頻度の多い機器(アワーメーター積算500時間以上)は検査を従来より多く実施することにより、安全の確保が強化されると考える。</p>	民間企業	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	29年 4月6日	29年 4月25日	特定自主検査 検査業者検査員資格習得に関する資格の受講資格と受講時間の範囲について	<p>公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会における特定自主検査検査員制度ですが、一定時間の研修時間講習を受けて検査員の資格が与えられるようになり、工場、現場を移動できる機械、いわゆるフォークリフト、ホイールローダ、とにかくエンジン動力により移動および作業が可能な機械全ての検査業務ができる。国土交通省からナンバーの交付を受けていない車両いわゆる車検制度のない物が対象となっています。</p> <p>私は、国土交通省より、道路運送車両法第94条4に従って香川陸運局4県の自動車検査員の資格を有しています。とともに、大型自動車分解整備事業所の許可も頂いています。</p> <p>この分解整備事業許可の中には、大型特殊自動車の分解整備が含まれます。いやゆる建設機械前に述べた機械が全部含まれます。違いは車両に交通省に届けをして公道を往来してもよい許可すなわちナンバープレートを付け車検を受ける作業が発生します。車検整備とは、その車両が法規に適合してなおかつ安全に走行作業が出来るか点検分解整備をして検査員が検査の結果適合の判断をして合格にします。そういった事をしている事業場の検査員が、特定自主検査の検査員に申請をするのに、また一から講習を受けないと(ものすごい低能な研修)いけないのか矛盾を感じます。</p> <p>申請だけで受理出来れば、小規模企業の何年も検査していない機械の安全面が改善されるのと、機械点検の独自性もった高額点検料も低コストに変更できる。全国の指定業者のなかの大型特殊自動車の認可を受けている業者はそんなに多くはないですが、申請受理が申請だけで許可発行していただければ、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、多くの機械を持っている企業の機械点検コストの削減</li> <li>2、コスト下がった分機械の新しい買い替えに繋がる</li> <li>3、無点検の機械が減少(コスト下がる)するみんなが気軽に点検できる、エンジンの調整により排気ガスCO.HC.NOXの低減に繋がる</li> <li>4、我々事業の拡張に敏速に行える許認可のものすごい短縮になる</li> </ol> <p>私自動車検査員は、ガソリン、ディゼルエンジン、最近のハイブリッドの修理のプロ、国の基準に合わない車は公道を走らさない、許可できない、しかしナンバーのないガソリン、ディゼル、エンジン、油圧を検査している人は許可が必要でない、同じ車として走っているのに、私にすぐ認可頂けるのなら明日からでも行動できます。内容をうまく伝えられてないかもわかりません。お願いします。</p>	有限会社 紀伊自動車工業	厚生労働省
6	29年 4月9日	29年 4月25日	会社設立日が休日でも可能になるような仕組みを	<p>司法書士をしております。</p> <p>会社設立の依頼があった場合、依頼者は毎月1日や大安、自らの思い入れのある日を第1希望で出してくれます。</p> <p>しかし、その日が土日祝祭日だと法務局が休みのため不可能になっています。</p> <p>登記申請書に、「設立日 月 日希望」などと記載できれば利用者の目的に沿うことと思います。</p>	個人	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	29年 4月12日	29年 4月25日	飲食店、美容院、美容院、クリーニング店等を営む者が生前に自分の子に営業を譲渡する場合の手續を簡素化すること	<p>【要望内容】 事業承継の円滑化を図るために、個人で営む飲食店等における生前の営業譲渡手續を相続の場合と同様に簡素化すること</p> <p>【理由】 個人で飲食店、美容院、美容院、クリーニング店等を営む者が死亡し、その子が事業を相続する場合、簡易な変更手續だけで可能となる。しかし、生前に譲渡する場合は、新規開業の場合と同様の手續が必要となる。親子間での円滑な事業承継を推進するため、これを簡素化する必要がある。</p>	日本商工会議所	厚生労働省
8	29年 4月12日	29年 4月25日	中国人旅行者に対する数次査証(ビザ)の有効期間を延長すること、および対象訪問地域を青森県、秋田県、山形県にまで拡大すること	<p>【要望内容】 中国人旅行者に対する数次査証(ビザ)の有効期間延長および対象訪問地域の青森県、秋田県、山形県への拡大</p> <p>【理由】 定住人口の減少に歯止めがかからない中で地域の再生を図るには、交流人口の拡大が不可欠であるが、特に東北地方は、震災以降、他地域と比べて訪れる外国人旅行者数が低調にある。このため、訪日外国人としては最も多い中国人旅行者に対する数次査証(ビザ)の有効期間(3年)を延長するとともに、東日本大震災の被災三県(岩手県、宮城県、福島県)および沖縄県だけに認められている対象訪問地域を、青森県、秋田県、山形県にまで拡大する必要がある。</p> <p>(注) 沖縄県数次ビザ/東北三県数次ビザ 個人観光で1回目の訪日の際に沖縄県または東北三県(岩手県、宮城県、福島県)のいずれかの県に1泊以上する者に対して、以下の要件を満たす場合に数次ビザ(有効期間3年、1回の滞在期間30日以内)を発給。対象者は以下のとおり。 (ア) 十分な経済力を有するものとその家族 (イ) 過去3年以内に日本への短期滞在での渡航歴がある者で一定の経済力を有する者とその家族</p>	日本商工会議所	警察庁 法務省 外務省
9	29年 4月12日	29年 4月25日	機械器具設置工事および電気通信工事の監理技術者になるための検定制度を創設すること	<p>【要望内容】 機械器具設置工事および電気通信工事の監理技術者になるための検定制度の創設</p> <p>【理由】 一定の工事(発注者から直接工事を請け負い、そのうち4,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上を下請け契約する場合)では、当該工事現場に監理技術者を配置する必要がある。監理技術者になるには、建設業における多くの業種で、建設業法上の技術検定(施工管理技士)等に合格するか、実務経験のどちらかが求められるが、機械器具設置工事および電気通信工事においては、管理技術者になれる技術検定が存在しない。建設業において深刻化する人手不足を解消するためにも、機械器具設置工事および電気通信工事においても、他の工事に倣い、建設業法上の技術検定を創設すること等が必要である。</p> <p>(注) 平成28年10月19日開催の「第13回適正な施工確保のための技術者制度検討会(国土交通省)」において、「監理技術者の要件としての新たな国家資格の必要性」が議題としてあがったが、議事要旨には「電気通信工事に関する新たな国家資格(技術検定)の創設を別の場で検討することについて了承。」と記載されるのみで、機械器具設置工事については触れられていない。</p>	日本商工会議所	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
10	29年 4月12日	29年 4月25日	中小企業の知財活用を推進するため、特許料の減免制度の対象拡大等を図ること	<p>【要望内容】</p> <p>ア. 出願経験の乏しい中小企業の特許料金を1/4に減免  イ. 特許料の減免制度の対象拡大  ・ 資本金3億円以下で、赤字あるいは設立10年未満の企業  従業員300人以下の企業を一律対象に  ウ. 実用新案、意匠、商標についても、特許料の減免制度と同様の制度を導入すること</p> <p>【理由】</p> <p>ヒト・モノ・カネ・情報など、さまざまな面で制約を抱える中小企業は知的財産を経営に結びつける取り組みは不十分であり、中小企業の知財活用の後押しが求められる。そのため、米国のマイクロエンティティ制度を参考に、出願経験の乏しい中小企業については料金を1/4に減免するべきである。  また、国内および国際出願における特許料等の減免制度について、米国のスモールエンティティ制度を参考に、300人以下の中小企業は一律に利用できるようにするべきである。  さらに、実用新案、意匠、商標についても、特許料の減免制度と同様の制度を導入するべきである。</p> <p>(注) 平成26年4月より、従業員20人以下の小規模事業者、設立10年未満の中小・ベンチャー企業に対し、審査請求料、特許料(1~10年分)、国際出願手数料等が1/3に軽減されている。  (注) アメリカには従業員500人以下であれば特許料等が1/2になるスモールエンティティ制度、出願経験の乏しい事業者については特許料等が1/4になるマイクロエンティティ制度がある。</p>	日本商工会議所	経済産業省
11	29年 4月12日	29年 4月25日	知財の活用を推進するため、特許の出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請を一括でできるようにすること	<p>【要望内容】</p> <p>出願、審査請求、早期審査、減免制度の一括申請</p> <p>【理由】</p> <p>知的財産権の取得手続を簡単かつわかりやすくするため、出願、審査請求、早期審査、減免制度について、各段階で個別の書類の提出を求める現在の方式を改め、一括で簡易に申請できる仕組みを導入する必要がある。例えば、申請様式を該当事項にチェックを入れる方式にするとともに、申請要件等については宣誓(注参照)に変更し、添付する証明書類を削減することなどが考えられる。</p> <p>(注) アメリカでは、申請書類に中小企業である旨を宣誓(該当の要件項目にチェック)すれば、費用減免の対象になる。</p>	日本商工会議所	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
12	29年 4月12日	29年 4月25日	地域に観光客を呼び込むため「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること	<p>【要望内容】 時代考証を適切に行うことを条件に、「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること</p> <p>【理由】 国の史跡になっている城跡などの歴史的建造物の復元について、文化庁は、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準(非公開)」に基づきその可否を判断している。しかし、同基準では、復元しようとする建造物の「遺構」「指図(設計図)」「写真」の3項目が不可欠とされ、どれか一つでも欠ければ認められず、地域の歴史的建造物の復元が事実上できない。例えば城跡の場合、石垣だけで観光客、特にインバウンドを呼び込むことは難しく、厳格な基準や運用によって地域の大きな観光資源となり得る多くの歴史的建造物の復元できないことが、地域にとって大きな逸失利益となっている。したがって、地域に点在する歴史的建造物の復元を容易にすることで、文化財を中核とする観光拠点を全国に整備し、文化資源を活用した経済活性化を図るためにも、時代考証を適切に行うことを条件に、「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和する必要がある。</p> <p>(注) 遺構、指図、写真の3項目が備わっていないため、仙台城では懸造(かけづくり)、高松城や徳島城は天守の復元ができない。</p>	日本商工会議所	文部科学省
13	29年 4月12日	29年 4月25日	外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、査証(ビザ)のオンライン申請を導入すること	<p>【要望内容】 外国人による査証(ビザ)のオンライン申請の導入</p> <p>【理由】 日本国外において、外国人が査証(ビザ)を申請する際には、当該国の日本大使館もしくは領事館へ必要書類を提出し、ビザの発給申請を行う必要がある。外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、オンライン申請を導入する必要がある。</p>	日本商工会議所	警察庁 法務省 外務省
14	29年 4月12日	29年 4月25日	区分所有法における危険な老朽マンションの建替え決議の成立要件を緩和すること	<p>【要望内容】 区分所有法における建替え決議の成立要件の緩和</p> <p>【理由】 老朽マンションの建替えは喫緊の課題となっているが、「建替え決議」の成立には、区分所有者および議決権の各5分の4が必要であり、大変高いハードルとなっている。マンションの老朽化は、耐震性の面からも大変危険であり、住民の身に危険が及ぶ状況は看過できない。このため、例えば、公営住宅などの代替措置などで補完することも検討すべきである。なお、反対者が増えた際の買取費用負担は一時的であり、通常、建替え後の増床部分の売却などで相殺できるため、必ずしも円滑な建替え事業遂行の障害とはならないものと考えられる。</p>	日本商工会議所	法務省 国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
15	29年 4月12日	29年 4月25日	区分所有法の建替え決議の成立をもって、危険な老朽マンションの借地借家法の賃貸借契約も解約できるようにすること	<p>[要望内容] 借家人保護への配慮を十分に行ったうえで、建替え決議の成立をもって借地借家法の賃貸借契約も解約できるようにすること</p> <p>[理由] 住民の身に危険がおよぶ老朽マンションの建替えは喫緊の課題となっている。しかし、区分所有法に基づく建替えが決議されても、借地借家法では、建物賃貸借契約の解約の正当事由になっておらず、また、裁判所の判断も曖昧であることから住民を立ち退かせることができず、建替えが進んでいない。 借家人の公営住宅への入居あっせんなど権利保護への配慮を前提に、建替え決議を賃貸借契約解除の要件に認めることが望まれる。</p>	日本商工 会議所	法務省 国土交通 省